平成２４年（フ）第３２２号
大阪府阪南市鳥取1263番地の１
債務者　中務美津留
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３２７号
大阪府和泉市寺田町２丁目５番36―207号
債務者　田中　政行
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第３３３号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番７―303号
債務者　達本こと　土橋　鈴子
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
栃木県大田原市中野内737番地
債務者　中橋　和義
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第６２号
香川県坂出市久米町２丁目11番44号
債務者　川成　正美
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２０９号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目28番１―412号
債務者　金澤　秀治
１　決定年月日時　平成24年６月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５８号
福島県いわき市小名浜字定西295番地
債務者　鈴木　利正
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４７５号
千葉市若葉区桜木３丁目９番25号　モア・ステージ千葉桜木１番館604号
債務者　川端　靖久
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５５８号
千葉県船橋市夏見台１丁目８番18―704号
債務者　岸本ゆかり
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６５号
千葉県船橋市夏見３丁目24番28号レーベンハイム201、住民票上の住所千葉県船橋市飯山満町３丁目1567番地１エスポアハイム102号
債務者　竹谷　良幸
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５７０号
千葉県船橋市夏見６丁目26番13号　寿コーポ７号
債務者　富谷　安子
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５８１号
千葉市緑区おゆみ野中央１丁目22番地１ヴェル学園前306号
債務者　稲田江里子
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９３号
千葉県市川市新浜１―12―24　ライフパレス新浜307号室、住民票上の住所千葉県市川市塩焼３丁目15番11号　メゾンペルレ105号
債務者　田崎　雅博
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０７号
千葉市花見川区長作町193番地８
債務者　後藤　　広
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６０８号
千葉市美浜区高洲２丁目４番９棟404号
債務者　稗島　淳子
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１３号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１　３棟501号
債務者　作道　昭子
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６１４号
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１　３棟501号
債務者　作道　健一
１　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係